

～3号認定（3歳未満の子ども）の皆様へ～  
令和6年度 山江村利用者負担額（保育料）のお知らせ

平成27年度より子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」といいます。）が始まりました。新制度の利用に係る利用者負担額（保育料）の額は、国が定める上限額の範囲内で市町村が定めます。

本村に住所がある方の利用者負担額（保育料）は、それぞれの認定区分と所得などにより決定します。なお、認定区分については、『支給認定証』に記載されておりますので、ご確認ください。

令和元年10月1日から幼児教育・保育（3歳～5歳までの子ども ※0歳～2歳の子どものうち村民税非課税世帯の保育の必要性がある子ども）無償化の開始にともない、利用者負担額（保育料等）が次のようになります。

階層区分		利用者負担額月額（保育料等）	
		3号認定（3歳未満）	
		保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	0円	0円
2	村民税非課税世帯 （年収：～約260万円）	0円	0円
3	村民税所得割課税額 48,600円未満 （年収：～約330万円）	13,000円 （5,000円）	12,800円 （5,000円）
4	村民税所得割課税額 97,000円未満 （年収：～約470万円）	19,000円	18,700円
	うち、村民税所得割課税額 77,101円未満	（5,000円）	（5,000円）
5	村民税所得割課税額 169,000円未満 （年収：～約640万円）	24,000円	23,600円
6	村民税所得割課税額 301,000円未満 （年収：～約930万円）	27,000円	26,600円
7	村民税所得割課税額 397,000円未満 （年収：～約1,130万円）	32,000円	31,500円
8	村民税所得割課税額 397,000円以上 （年収：約1,130万円以上）	41,600円	40,900円

※ 保育所等を利用する子どもの父母の村民税所得割額を合算して決定しますが、同居の祖父母等が保育所等を利用する子どもを扶養している場合、同居の祖父母等の村民税所得割額を合算して決定します。

※ ひとり親世帯等の利用者負担額（保育料等）は、上記（ ）内の金額になります。

※ 利用者負担額（保育料等）は、子どもの年齢の年度初日の前日の満年齢で決定します。そのため、認定号数が年度途中で変わったとしても（3号→2号）、現年度中の利用者負担額（保育料等）は変わりません。

## 利用者負担額（保育料等）の納付先

利用者負担額（保育料等）は本村で決定しますが、納付先は施設により異なりますのでご注意ください。

- 私立保育所 → 山江村になります。納付書等で納めます。
- 認定こども園等 → 施設へ支払います。納付方法は各施設へお尋ね下さい。

## 多子世帯の利用者負担額（保育料等）軽減の基本的な考え方

保育所、認定こども園（保育認定を受けた場合）では、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。

第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

ただし、村民税所得割額が57,700円（年収約360万円）未満（ひとり親等については、77,101円未満）の世帯については、子どもの年齢制限を撤廃しカウントします。

### 【3号認定の多子世帯の軽減措置の拡充について

- ・本村では、平成30年度から、小学生以上の子どもがいる場合でも、扶養している満18歳未満の子どもから数えて第3子以降の小学校就学前の子どもの利用者負担額（保育料等）が「無料」となります。

（ただし、第7・8階層に該当する場合は除きます。）

## 利用者負担額（保育料等）の切り替え時期

新制度では、利用者負担額（保育料）の切り替え時期が「9月」となります。

現年度4月分から8月分までは前年度村民税所得割課税額で決定し、現年度9月分から3月分までは現年度村民税所得割課税額で決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度 村民税所得割課税額					現年度 村民税所得割課税額						
（前々年中の所得）					（前年中の所得）						